

○毎日新聞

## 日航パワハラ訴訟：上司の退職勧奨、一部違法と認定

日本航空の契約制客室乗務員だった20代の女性が「上司の女性社員からパワハラを受け退職を強要された」として日航に地位確認と500万円の賠償を求めた訴訟で、東京地裁（古久保正人裁判官）は31日、上司が退職を勧めた言動の一部を違法と認めて慰謝料20万円の支払いを命じる判決を言い渡した。地位確認の請求は棄却した。判決によると、女性は08年5月に入社し、10年4月に2度目の契約更新を拒否された。上司は女性に指導を行ったが、その際に「懲戒免職になったほうがいいのか」などと発言。判決は「社会通念上、範囲を超えた違法な退職勧奨」と指摘した。日航は「判決内容を確認した上で、今後の対応を検討する」としている。【野口由紀】毎日新聞 2011年11月1日 東京朝刊

○朝日新聞

## 日航に20万円支払い命令 元客室乗務員雇い止め訴訟

日本航空の元客室乗務員の女性(27)が契約を更新されなかったのは不当だとして、雇用契約上の地位確認や慰謝料を求めた訴訟で、東京地裁(古久保正人裁判官)は31日、当時の上司が女性に退職を勧めた言動の一部を違法と認め、上司と日航に20万円を支払うよう命じる判決を言い渡した。だが、客室乗務員としての地位確認は認めなかった。

日航の客室乗務員は1年間の契約で雇用され、2回の更新をへて計3年働くと正社員として採用される。2008年に契約社員になった女性は、2年目の契約途中で更新しないと通告された。女性は訴訟で、「主観的で不合理な評価がされた」と主張していた。

判決は「いつまでしがみついてもいいのかな」「辞めていただくのが筋です」といった上司の発言について「社会通念上、相当な範囲を逸脱している」と指摘。女性に精神的苦痛を与えたとして、20万円の慰謝料支払いを命じた。

一方で「複数の上司が原告は適性に欠けると判断しており、評価が不公正とはいえない」として契約を更新しなかった判断は有効とした。日航は「判決内容を確認し、今後の対応を検討する」との談話を出した。

○時事通信

## 日航に20万円支払い命令＝客室乗務員の地位は認めず－東京地裁

日本航空が雇用契約の更新を拒否したのは不当だとして、契約社員の客室乗務員だった女性(27)が同社などに、社員としての地位確認と賃金支払いなどを求めた訴訟の判決で、東京地裁(古久保正人裁判官)は31日、違法な退職勧奨があったと認定し、日航と当時の上司に慰謝料20万円の支払いを命じた。地位確認などについては請求を棄却した。

日航は、客室乗務員を当初は契約社員として採用し、業務適性があると判断した場合、3年後に正社員に切り替えていた。古久保裁判官はこの点を指摘し、「業務適性を欠く場合の雇い止めには合理性がある」として、女性に対する更新拒否は有効とした。

一方で、上司の「いつまでしがみつくのか」「懲戒免職の方がいいのか」などの発言は、「社会通念上認められる範囲を超えた違法な退職勧奨」と認定。日航も使用者責任を負うとした。(2011/10/31-20:16)

○読売新聞

## 日航に慰謝料支払い命令…元女性客室乗務員へ

日本航空から不当に雇い止めされたとして、元客室乗務員の女性(27)が日航などを相手取り、客室乗務員としての地位確認と500万円の慰謝料などを求めた訴訟の判決が31日、東京地裁であった。

古久保正人裁判官は雇い止めを有効とする一方、「在職中に懲戒免職の可能性を示唆するなどした上司の言動は、違法な退職勧奨に当たる」として日航側に20万円の支払いを命じた。

判決によると、女性は2008年5月に契約社員として採用されたが、09年9月、上司と面談した際に「辞めてもらうのが筋」「懲戒免職になった方がいいのか」などと自主退職を求められた。

女性は拒否したものの、昨年4月の契約更新の際、業務上の知識や接客態度に問題があるとして雇い止めとなった。同地裁は雇い止めについて「女性は、ミスを繰り返しており、不当な判断とは認められない」とした。  
(2011年10月31日20時33分 読売新聞)

○産経新聞

## 「違法な退職勧奨」と日航に20万支払い命令 東京地裁

2011.10.31 18:14

不当に雇い止めされ精神的苦痛を受けたなどとして、日本航空の元客室乗務員（CA）の女性（27）が同社と当時の上司に慰謝料500万円の支払いなどを求めた訴訟の判決が31日、東京地裁であった。古久保正人裁判官は「違法な退職勧奨があった」として、日本航空側に20万円の支払いを命じた。

判決によると、女性は平成20年5月、1年契約の契約社員として日本航空に入社。22年3月、3年目の契約更新をしないとする通告を受けた。女性側は訴状で、日航のCA雇用が3年間の契約社員勤務を経た後、特段の事情がない限り正社員に登用される仕組みであることに言及した上で、「極めてわずかな過誤を不公正、大仰に評価し、雇い止めの理由を構成された」と主張していた。

古久保裁判官は女性が入社後、業務上のミスや遅刻などを「極めて多数回繰り返している」として、「雇い止めが不合理なものとは認められない」と指摘。その上で、契約更新しない旨の通告以前に、上司が「いつまでしがみつくともりなのか」「辞めていただくのが筋」と女性に告げ、自主退職を促していた点について違法性を認定し、慰謝料の支払いを命じた。

同社をめぐってはこの訴訟とは別に、会社更生手続きに伴い不当に整理解雇されたとして、パイロットや客室乗務員ら元社員146人が地位確認などを求め東京地裁に一斉提訴している。

○しんぶん赤旗 2011年11月1日(火)

## 日航の退職強要 違法 契約客室乗務員雇い止め裁判 東京地裁判決

日本航空が契約制客室乗務員に対し行った退職強要のすえの雇い止めを撤回するよう求めた裁判の判決が31日、東京地裁で言い渡されました。古久保正人裁判官は、雇い止めの過程で会社がおこなったパワハラ・嫌がらせは違法行為だと認め、日航と上司にあわせて40万円の損害賠償を命じました。

提訴していたのは、日航キャビンクルーユニオン(CCU)に加入する女性(27)です。

日航の客室乗務員は全員が契約社員として入社し、3年たったら正社員になる制度になっています。

原告の女性は2008年5月に入社しました。半年後あたりから上司のパワハラ・嫌がらせがはじまり、退職強要を受けました。退職を拒否したところ10年4月に雇い止めされました。

判決は、長時間に及ぶ面談で、女性の上司が「辞めていくのが筋です」「懲戒免職になったほうがいいのか」と発言したことについて、「違法な退職勧奨と認めるのが相当である」と認定し、日航に対しても「使用者責任を負う」としました。

しかし、雇い止めが無効であるという主張については認めませんでした。判決は、低く書き換えられた成績評価の決裁印

が、上司の出張中に押されていた問題などにふれていません。

会見で、原告代理人の山口泉弁護士は、「日航の職場で違法行為が絶えないことが裏付けられた」と強調しました。日航は、昨年末のパイロットと客室乗務員165人の解雇に至る過程でも労働組合を妨害し、東京都労働委員会から不当労働行為を認定されています。

内田妙子CCU委員長は、「違法行為が認められたのは大きい。しかし、雇い止めに至る経過との関連が見逃されている。会社との団体交渉でも職場復帰を求めていく」と発言しました。

原告の女性は、「録音が残っていた発言だけが違法とされたが、私の受けた上司からの発言はすべて違法だったと確信します。弱い立場の人の労働環境を変えたい」と述べました。原告側は、控訴などの対応について協議して検討するとしています。

○NHK

## 「違法な退職勧奨」と日航に20万支払い命令 東京地裁<sup>011.10.31 18:14</sup>

不当に雇い止めされ精神的苦痛を受けたなどとして、日本航空の元客室乗務員（CA）の女性（27）が同社と当時の上司に慰謝料500万円の支払いなどを求めた訴訟の判決が31日、東京地裁であった。古久保正人裁判官は「違法な退職勧奨があった」として、日本航空側に20万円の支払いを命じた。

判決によると、女性は平成20年5月、1年契約の契約社員として日本航空に入社。22年3月、3年目の契約更新をしないとする通告を受けた。女性側は訴状で、日航のCA雇用が3年間の契約社員勤務を経た後、特段の事情がない限り正社員に登用される仕組みであることに言及した上で、「極めてわずかな過誤を不公正、大仰に評価し、雇い止めの理由を構成された」と主張していた。

古久保裁判官は女性が入社後、業務上のミスや遅刻などを「極めて多数回繰り返している」として、「雇い止めが不合理なものとは認められない」と指摘。その上で、契約更新しない旨の通告以前に、上司が「いつまでしがみつくともりなのか」「辞めていただくのが筋」と女性に告げ、自主退職を促していた点について違法性を認定し、慰謝料の支払いを命じた。

同社をめぐってはこの訴訟とは別に、会社更生手続きに伴い不当に整理解雇されたとして、パイロットや客室乗務員ら元社員146人が地位確認などを求め東京地裁に一斉提訴している。

○日本テレビ

## 雇い止め訴訟、日航に20万円支払い命令

「日本航空」で勤務していた契約制の客室乗務員の女性(27)が「不当に契約を打ち切られた」と訴え、慰謝料などを求めた裁判で、東京地裁は31日、上司が退職を勧めたことについて一部違法と認め、日本航空に対して慰謝料20万円の支払いを命じた。元客室乗務員の女性は「業務には落ち度がなかったのに、執拗に(しつよう)に退職を強要された」などとして、「契約を更新しなかったのは不当だ」と訴えていた。これに対し、日本航空は、女性が規則違反の色のマニキュアを塗ったことや、乗客の靴にスプーンをこぼしたことなどから、「女性には適性がないと判断した」と反論していた。31日の判決で東京地裁は、「契約を更新しなかったことは不合理とは言えない」として女性の主張を退けたが、当時の上司が「いつまでしがみつくとのか」「自分で身を引くのが美学」などと執拗に退職を迫ったことについては違法性を認め、日本航空などに慰謝料20万円の支払いを命じた。[10/31 22:08 NEWS24]